



- | カメラのフィルム業界に学ぶ経営者の使命
- | 人工知能(AI)はここまできた
- | 医療機器の固定資産税が3年間で半額に！?
- | 配偶者控除・配偶者特別控除の改正
- | 相続手続きの負担が軽減される? ~「法定相続情報証明制度」とは

カメラのフィルム業界に学ぶ経営者の使命

世界で初めてロールフィルムおよびカラーフィルムを発売したメーカーであるイーストマン・コダック社が経営危機に苦しんだ時期がありました。株価は1ドル未満に低迷し、上場廃止の警告まで受けました。銀塩カメラの時代のフィルム販売店に儲かる商売の仕組みを提供した高収益企業でしたが2003年から本格普及したデジカメにやられ、前途は多難でした。しかし、そのフィルムの収益構造を破壊したデジカメであってもスマート・フォンの影響でかつて程の成長はなく、短期間で一気に業種間の壁を超えた競争の怖さ、その変化を先読みして対応していく力の大事さを感じざるを得ません。デジカメ自体は1975年にコダック社が自ら開発した技術ですが、先発者としての優位性を発揮できずにフィルム販売量を落としてしまいました。デジカメはフィルムを使わず、現象に出す人も少ないため、企業として収益を出す付加価値サービスを見出すことが難しくなってしまったのです。わが世の春を謳歌した任天堂がモバゲーに代表されるSNSの登場により、その高収益体質が一気に破壊されたことにも通じると感じます。一方でiPodの売上が、ジョブズが目標としたソニーのウォークマンを抜いたのは、iPod本体の開発だけでなくiTunes(音楽ソフト)やiTunesストア(ネットサービス)まで作り込んだ仕組みによるところが大きいと思います。しかしアップルの成功の影で、音楽ソフト販売大手のタワーレコードの経営破綻は今後の企業環境の予測に多くの教訓を与えました。そんな中、コダック社と同じ厳しい経営環境にしながら、富士フィルムはフィルムに頼らずに利益を上げる経営体質を多角化により実現できているのは注目に値します。

日々の損益をきちんと管理把握して経営管理のさじ加減を誤らないのも重要な経営者の仕事ですが、「新しい飯の種を考える」事が経営者の大切な仕事なのではないのでしょうか。顧客が価値を感じる製品やサービスを先読みして仕組みや仕掛けを模索するのが組織の経営者に課せられた最大の使命なのだと感じます。業界を超えた比較商品サービスが多く存在し、単にコストに、組織として欲しい利益をオンして売値を決めても顧客が価値を感じなければ安くても購買されない時代になっています。知的な創造活動により付加価値の高い商品サービスを生み出し、高収益な体質を実現し、社会や顧客、従業員などの組織構成員の幸福を実現することこそが我々組織リーダーの使命であると改めて感じました。

成迫 升敏

人工知能(AI)はここまできた

NHKスペシャル「人工知能(AI)~天使か悪魔か~」を見て驚きました。将棋界の最高位佐藤天彦名人がAI「ポナンザ」に敗れたのです。それも2回。ポナンザは過去の膨大な対局データを読み込み、あらゆる打ち手を習得し、同じAI同士で対局を重ねました。その数700万。これは人間の試合時間に換算すると2000年かかる数字だといえます。人間の知性を越えるAIはすでに現実社会に進出しています。名古屋のあるタクシー会社は携帯電話会社の持つ位置情報と過去の乗降場所・日時・天候等をもとに乗客がいる場所を探しだすAIを導入し客数を伸ばしています。医療事務受託会社では、退職の予兆がある人をAIが察知し退職を予防しています。またシンガポールのバス会社では、事故を起こす危険性の高い運転手をAIが見つけ出し再教育を施します。

ただしAIは判断の理由を示さないのです。ポナンザが導き出した差し手はソフト開発者でさえも理由がわからないといえます。AIは疲れを知らないので学習量は人間をはるかに凌駕します。使い方を誤ればAIに支配されてしまいそうですが、もとは人間が創り出したものです。今後あらゆるところでAIが登場するでしょう。うまく活用してビジネスに取り入れていきたいものです。

高木 幹夫

医療機器の固定資産税が3年間半額に！？

平成29年度の税制改正にて、中小企業等経営強化法に基づく支援措置の一つである、固定資産税の特例の対象となる設備が拡充されました。この改正により今まで固定資産税の特例の対象外であった医療機器も対象となってくる場合がございます。今回はこの固定資産税の減額措置を受けるためのポイントについてご紹介します。

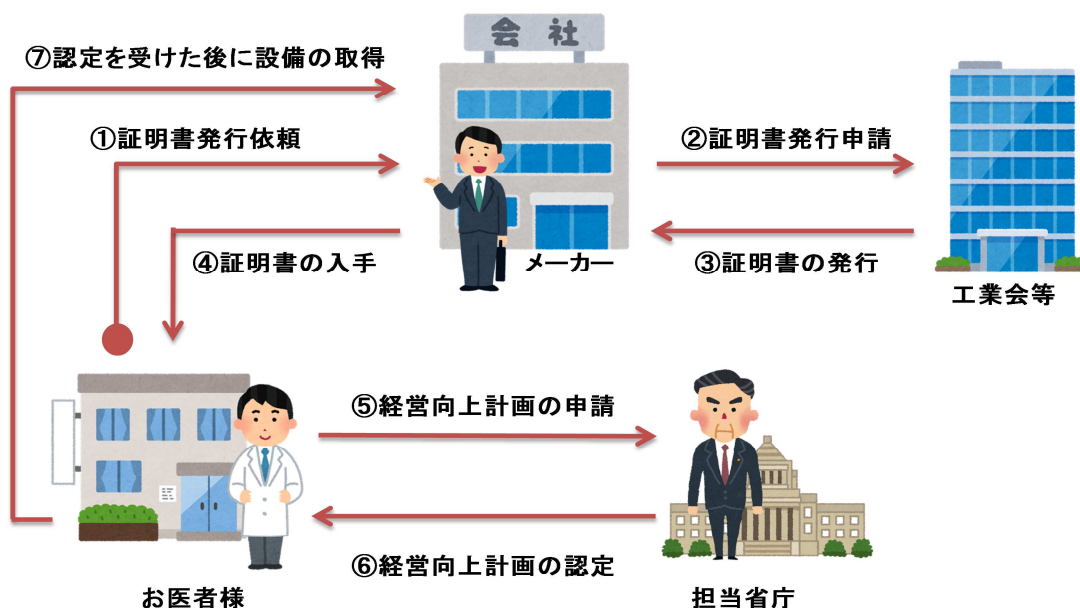
この特例を中小事業者である医療機関で受けるための要件は？

この特例の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに購入している
1台の取得価格が30万円以上であり、販売開始時期から5年～6年以内である
工業会等から経営力向上設備であることを証明する証明書を取得している
原則、資産購入前に経営向上計画を厚生労働省へ提出し、認定を受けている

工業会等からの証明書は、該当する設備を生産したメーカー等に依頼することで発行されます。また、仮に経営力向上計画を申請する前に該当設備を購入してしまった場合は、例外的な措置として、設備取得日から60日以内に経営力向上計画を申請して受理され、12月31日までに認定されれば、翌年からこの特例を受けることができます。

原則的な手順としては、下図の様なイメージとなります。



一体どのくらいの優遇を受けられるの？

上記要件を満たして購入した医療機器の固定資産税が、3年間分半額となります。仮に固定資産税課税標準額が2,000万円であったCT(耐用年数6年、定率法)を購入した場合の3年間の概算固定資産税額は約60万円となります。この半額ですので、3年間で約30万円の固定資産税が減額されることとなります。

多額の設備投資を考えていらっしゃる先生方にとって、医療機器に係る固定資産税は負担が重くなるケースもございます。今回の特例を上手く活用し、診療所経営に役立てて頂ければと思います。まずは購入予定の医療機器が工業会等の証明書を発行できるものなのか、メーカー等へご相談ください。

前田 圭介

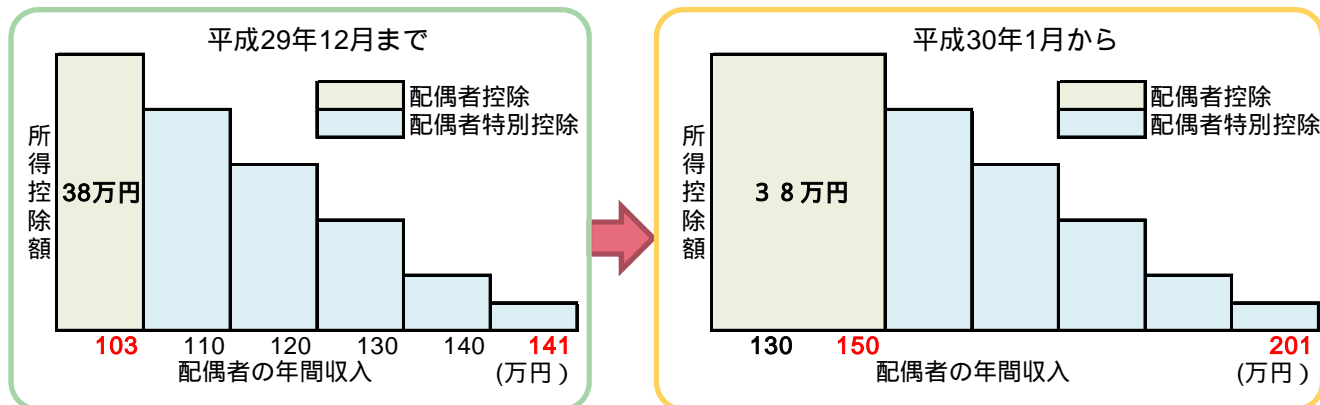
- お知らせ - 8月11日(金)～16日(水)まで 夏季休業とさせていただきます。
ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程お願い申し上げます。



配偶者控除・配偶者特別控除の改正

平成 29 年度税制改正に係る法案が 3 月 27 日に成立しました。今回の税制改正のうち個人に対して影響を与えるものとして 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し 積立 NISA の創設があげられます。今回は所得税改革の目玉と言われている「配偶者控除・配偶者特別控除」について簡単にご説明します。

配偶者控除・配偶者特別控除の改正点



大きな 3 つの変更点

その 1 : 配偶者控除を受けられる配偶者の年収上限の引き上げ

配偶者控除を受けられるのは、平成 29 年 12 月までは配偶者の年間収入が 103 万円以下の場合でした。これが平成 30 年 1 月より配偶者の年間収入 150 万円以下に引き上げられます。

その 2 : 配偶者特別控除を受けられる配偶者の年収上限の引き上げ

配偶者の年間所得が 103 万円を超えて配偶者控除が受けられなくなっても、配偶者特別控除として、段階的に金額は少なくなりますが一定額の控除を受けることが出来ます。この配偶者特別控除も配偶者の年間収入金額が 141 万円未満という条件がありましたが、201 万円未満まで引き上げられます。

注意ポイント：社会保険の加入義務

控除の条件が引き上げられて今まで時間調整していた人も何も気にせずに働ける？と思えてきますが、ここで一つ注意です。**収入が 130 万円を超えると社会保険の加入が義務付けられます**（従業員さんが 501 人以上いる会社で働いている場合は 106 万円）。

それでは、月収 12 万円（年収 144 万円）と月収 8 万円（年収 96 万円）の場合では手取りでどのくらいの差がでるのでしょうか？

年収	144 万の場合	96 万の場合
A:社会保険料(概算)	210,000	0
B:所得税	10,200	0
C:住民税	28,000	0
手取り額(年収-A-B-C)	1,191,800	960,000

...差額 48 万円



約 25 万が税金・社会保険料に

...差額約 23 万円

年間収入では 48 万円の差ですが、手取り金額では約 23 万円の差になりました。上乗せして働いた 48 万円の約半分が税金・社会保険料で消えてしまう計算になります。社会保険に加入するメリットもあるので、単純に手取り金額だけで判断はできませんが、平成 30 年の改正を前に働き方を考えるいい機会ではないでしょうか。

その 3 : 控除を受ける世帯主の所得要件の変更

今までも「配偶者特別控除」には世帯主の所得要件がありましたが、平成 30 年からは世帯主の収入が 1,220 万円を超えると「配偶者控除」「配偶者特別控除」のどちらも受けられなくなってしまいます。また世帯主の年収に応じて控除額が少なくなってしまう場合があります。

ご不明な点がございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

川崎 祐子

相続手続きの負担が軽減される？～「法定相続情報証明制度」とは

平成 29 年 5 月 29 日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。「法定相続情報証明制度」とはどのような制度なのかご説明します。

申請に必要な「相続関係図」とは

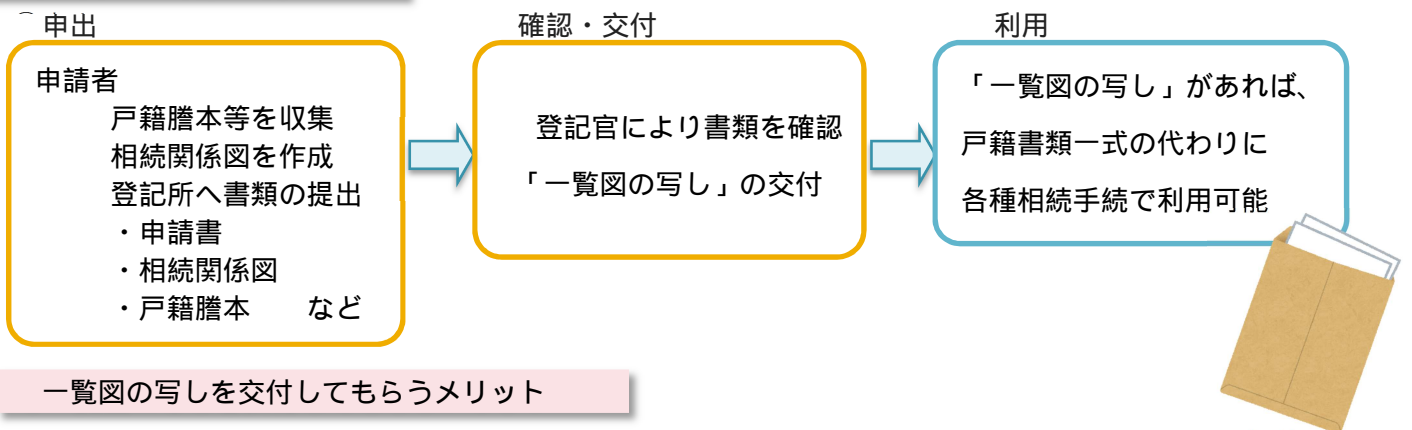
財産を相続するとき、遺言が無い場合、亡くなられた方（＝被相続人）の財産を相続できる方（＝法定相続人）全員で、誰が何をもらうかを話し合っ決めて。その際、法定相続人が誰であることを証明する書類が戸籍であり、戸籍等にかかれた情報を基にし、被相続人に関する相続人情報を 1 枚にまとめたものを相続関係図と呼びます。

（相続関係図の例）

被相続人 田中 太郎 相続関係説明	
最期の住所 長野県松本市巾上 9 番 9 号	住所 長野県松本市巾上 9 番 9 号
被相続人 田中 太郎	長男 田中 一郎
死亡日 平成 29 年 1 月 1 日	出生日 昭和 25 年 3 月 3 日
住所 長野県松本市巾上 9 番 9 号	住所 長野県松本市中条 1 番 14 号
配偶者 田中 花子	長女 山田 奈々子
出生日 昭和 1 年 10 月 1 日	出生日 昭和 27 年 12 月 2 日

「法定相続情報証明制度」により、相続人が登記所に法定相続情報一覧図（＝相続関係図）と戸籍一式等を提出すると、登記官がその書類を確認し、「認証文付きの法定相続情報一覧図の写し」（以下「一覧図の写し」とします）が交付されるようになります。

交付までの制度の流れ



一覧図の写しを交付してもらうメリット

「一覧図の写し」があれば、各種相続手続場所でそれぞれ戸籍謄本の束を出す必要がなくなり、相続人にとっても、各種窓口の手続する側にとっても、書類の受け渡しが簡素化できるというメリットがあります。最近是不動産の所有者が亡くなくても、相続登記をしない相続人が増えていることから、相続手続の負担を減らすこと、そして法務局に訪問してもらうことで相続登記を促すことも、この制度の狙いだと思います。また、亡くなった方が不動産を所有していなかった場合でも、この制度を利用することができます。例えば、亡くなった方が複数の金融機関で口座を持っていた場合、「一覧図の写し」があれば、それぞれの金融機関へ戸籍の束を提出しなくて済むので、手続の時間短縮につながるというメリットもあります。制度を利用したいが、時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、弁護士、司法書士・土地家屋調査士、税理士、行政書士などの専門家に依頼することも可能です。運用開始後の動向にも着目していきたいと思ひます。

清水 あゆ子
（以上）